

短期入所療養介護(ショートステイ)

(1) 基本料金

令和8年9月1日より適用

下記に記載されている加算項目を全て算定するものではありません。また、個人ごとの身体状況や疾患等により個々に加算させて頂く項目もあります。加算等は1日又は1回、1月で算定するものがあります。詳しくは支援相談員へお問い合わせください。

項 目		単位	1割負担の方	2割負担の方
個室	要介護 1	753	753 円	1,506 円
	要介護 2	801	801 円	1,602 円
	要介護 3	864	864 円	1,728 円
	要介護 4	918	918 円	1,836 円
	要介護 5	971	971 円	1,942 円
多床室	要介護 1	830	830 円	1,660 円
	要介護 2	880	880 円	1,760 円
	要介護 3	944	944 円	1,888 円
	要介護 4	997	997 円	1,994 円
	要介護 5	1,052	1,052 円	2,104 円
加算	(「注」参照)			
	身体拘束廃止未実施減算	-1/100		
	高齢者虐待防止未実施減算	-1/100		
	業務継続計画未策定減算	-1/100		
	夜勤体制加算	24	24 円	48 円
	個別リハビリテーション実施加算	240	240 円	480 円
	認知症ケア加算	76	76 円	152 円
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	200 円	400 円
	緊急短期入所受入加算	90	90 円	180 円
	若年性認知症利用者受入加算	120	120 円	240 円
	重度療養管理加算	120	120 円	240 円
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	51	51 円	102 円
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51	51 円	102 円
	送迎加算	184	184 円	368 円
	総合医学管理加算	275	275 円	550 円
	口腔連携強化加算	50	50 円	100 円
	療養食加算/回	8	8 円	16 円
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	3 円	6 円
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	4 円	8 円
	緊急時施設療養費(緊急時治療管理)	518	518 円	1,036 円
	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	100 円	200 円
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	10 円	20 円
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	22 円	44 円
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	18 円	36 円
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ		9.0 %	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		9.7 %	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		8.6 %	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		9.3 %	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		6.9 %	

※3割負担になる方は、1割負担の方の金額を3倍でご計算ください。

(2) その他料金

他	(「注」参照)		
	食費	朝	450 円
		昼	520 円
		夕	630 円
	※食費 (第2号被保険者の方で、生活保護受給者)	朝	364 円
		昼	464 円
		夕	564 円
	居住費 多床室		437 円
	居住費 個室		1,728 円
	日用品費		100 円
	各種証明書発行/枚		1,000 円 (税別)
	理美容代		
	衣類等洗濯代(外注)		実費
	教養娯楽費		

(1) 基本料金

○身体拘束廃止未実施減算

身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況や緊急止むを得ない理由を記録する。

身体的拘束等の適正化のための委員会を設置し3月に1回以上開催するとともにその結果について従業者に周知を図る。

指針を整備し、従業者に対して身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

これらが未実施の場合には減算します。

○高齢者虐待防止未実施減算

虐待の発生又はその再発を防止するための委員会を設置し、定期的開催するとともにその結果を従業者に周知する。また、指針を整備し、従業者に対しての研修を定期開催する。

上記措置を適切に実施する担当者を置く。これらが守られない場合には減算します。

○業務継続計画未実施減算

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定する。

これらが未実施の場合には減算します。

○夜勤体制加算

基準を満たす夜勤職員を配置している場合に算定いたします。

○個別リハビリテーション実施加算(該当者のみ)

1日20分以上の個別リハビリを実施した場合に算定いたします。

○認知症ケア加算

日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合に算定いたします。

○認知症行動・心理症状緊急対応加算/利用日から7日を限度

医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所を利用することが適当であると判断した方に対して指定短期入所療養介護を行った場合に算定いたします。

○緊急短期入所受入加算(7日限度)

居宅サービス計画において、計画的に行うこととなっていない短期入所を利用者の状態や家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に短期入所療養介護を受けることが必要と認め、利用された場合に算定いたします。

家族の疾病等ややむを得ない事情がある場合は14日を限度とし算定いたします。

○若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者に対して個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合に算定いたします。

○重度療養管理加算(該当者のみ)

厚生労働大臣が定める状態にある利用者(要介護4~5の方に限る)に対し、計画的な医学的管理を継続して行い、必要な処置を行った場合に加算いたします。

※厚生労働大臣が定める状態

イ、常時頻回の喀痰吸引を実施している状態

ロ、呼吸器障害等により人工呼吸器を使用している状態

ハ、中心静脈注射を実施している状態

ニ、人工腎臓を実施しており、かつ重篤な合併症を有する状態

ホ、重篤な新機能障害、呼吸器障害等により常時モニター測定を実施している状態

へ、膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法四級以上に該当し、かつストーマ処置を実施している状態
ト、経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
チ、褥瘡に対する治療を実施している状態
リ、気管切開が行われている状態
当施設では対応が困難な場合もあるため、イ〜リ全ての方の受入ができないこともあります。

○在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)(Ⅱ)

厚生労働大臣が定める10項目により算定し、基準を満たした場合は算定いたします。

○送迎加算

片道ごとに算定いたします。

○総合医学管理加算(利用中10日を限度)

治療管理を目的とし、診療方針を定め、投薬・検査・注射・処置等を行い、それらの内容を診療録に記載し、かかりつけ医に対し必要な情報を提供する場合に算定いたします。

○口腔連携強化加算(1回につき。1月に1回を限度)

事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て歯科医療機関および介護支援専門員に対して情報提供した場合に算定いたします。

○療養食加算(該当者のみ)

疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づき療養食を提供いたします。

○認知症専門ケア加算(Ⅰ)

入所者総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の方の占める割合が2分の1以上であり、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を厚生労働大臣が定める基準以上配置し、専門的なケアを実施している場合に算定いたします。

○認知症専門ケア加算(Ⅱ)

上記(Ⅰ)を満たしたうえで、認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施し介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、計画に従い研修を実施又は実施を予定している場合に算定いたします。

○緊急時施設療養費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為について算定いたします。

(一)緊急時治療管理/月1回、連続する3日を限度

利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定します。

(二)特定治療

高齢者の医療の確保に関する法律に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く処置、手術、麻酔又は放射線治療、リハビリテーションを行った場合に当該診療に係る医科診療報酬に定める点数に10円を乗じた額を算定いたします。

○生産性向上推進体制加算(Ⅰ)

(Ⅱ)の条件を満たしたうえで、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取り組みを行った時に算定します。

○生産性向上推進体制加算(Ⅱ)

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を開催したうえで見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、1年以内毎に1回業務改善取組の効果を示すデータを提出した場合に算定します。

○サービス提供体制強化加算

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合を80%以上配置又は勤続10年以上の介護福祉士が35%以上配置したときは(Ⅰ)を算定いたします。

なお、介護福祉士60%以上配置で(Ⅱ)を、介護福祉士50%以上若しくは常勤職員75%、若しくは勤続7年以上の介護職員30%以上配置したときは(Ⅲ)となります。

○介護職員等処遇改善加算

厚生労働大臣が定める要件を満たしている場合、その内容に応じて利用料金にたいして

(Ⅰ)イ 1000分の90相当を加算いたします。

(Ⅰ)ロ 1000分の97相当を加算いたします。

(Ⅱ)イ 1000分の86相当を加算いたします。

(Ⅱ)ロ 1000分の93相当を加算いたします。

(Ⅲ) 1000分の69相当を加算いたします。

(2) その他料金

○食費

一食ごとに算定いたします。

○食費・居住費

国が定める負担限度額(第1段階から3段階)の利用者の自己負担額については認定証に記載されている負担限度額が上限となります。

平成17年10月1日以降に個室を利用した方であって、次の何れかに該当する方については多床室に係る介護報酬を適用します。

*感染症等により個室利用の必要性があると医師が判断した方

*著しい精神症状等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、個室の利用が必要であると医師が判断した方

○日用品費

石鹸・シャンプー・ペーパー類の費用であり、施設で用意するものをご利用頂く場合に加算させていただきます。また、預り金の管理費も含みます。

(おむつ代は療養費に含まれております)

○教養娯楽費

趣味や機能訓練の一環として利用者が希望される材料を購入された場合は実費となります。

(3) 支払方法

請求書送付先住所とお名前を確認させていただきます。

毎月10日までに前月分の請求書と前々月分の領収書を発行いたします。

お支払い方法は、原則口座引き落としとなり、引き落とし日は21日および27日となります。